

# 天草市人権教育・啓発基本計画【改定版】の概要

## 第1章 基本計画の位置づけ

### 計画の趣旨

- ① 人権をめぐる現状を明らかにすること
- ② 人権教育・啓発の取組みの方向を示すこと
- ③ 行政、学校、企業、団体、家庭、地域等に求められる役割を明らかにすること

### 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和11年度（2029年度）までの7年間

## 第2章 基本理念

### 人権教育・啓発の定義

全ての市民を対象として、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて行われるもので、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する「共生の心」を育み、市民が物事を人権の視点で捉え、それを自分のこととして考え、行動できる態度を身につけるための教育・啓発

### 人権教育・啓発の目標

- ・全ての人が出身や社会的身分、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と「尊厳」を持った一人の人間として尊重されること。
- ・それぞれが「自立」し、必要に応じた「ケア」も含めたあらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」ができること。

## 第3章 人権教育・啓発の効果的な推進

### 人権教育

市民一人一人が人権尊重の理念についての理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取組む。

### 人権啓発

市民一人一人が人権尊重の理念についての理解を深め、それが日常生活において自らの態度や行動に無意識のうちに現れるよう、広報啓発や情報発信などに取組む。

### 人材の育成・研修

市職員、教職員、警察・消防職員、社会教育関係者、保健・医療・福祉関係者、マスメディア関係者等人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発を進める。また、ハラスメント防止や職場における配慮事項等における人権研修、啓発の取組みを支援する。

### 各種資料・情報の収集及び提供

市民が人権学習の機会を増やせるよう、資料の閲覧の場を提供したり、資料の貸出しを行うなど、必要な支援を行う。必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関や民間団体、市民などへの適切な情報提供に努める。

### 相談体制の充実

人権に関する各種の相談事業を実施し、県や関係機関と連携を図りながら、身近な相談体制の充実に努める。併せて、各人権課題に対応した相談窓口の更なる広報を図る。

## 第4章 人権の重要課題についての取組みの方向

人権の重要課題	取組み方針
1 女性の人権	1 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶 3 仕事と家庭・地域生活の両立支援 4 リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の尊重 5 ライフステージに応じた健康と包括的な支援
2 子どもの人権	1 子どもの人権を尊重する教育・啓発活動 2 児童虐待への対応 3 いじめや不登校等への対策 4 地域ぐるみの子育て支援体制の充実
3 高齢者の人権	1 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発 2 認知症対策、虐待への対応 3 自立した高齢期を送ることができる環境づくり 4 生涯現役社会への実現に向けた取組み
4 障がい者の人権	1 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発 2 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及 3 特別支援教育の充実
5 部落差別（同和問題）	1 部落差別（同和問題）の解決に向けた教育・啓発の推進 2 差別事象の早期解決と再発防止
6 外国人の人権	1 多文化共生の推進 2 国際化に対応した人材育成
7 水俣病をめぐる人権	1 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発 2 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実
8 ハンセン病回復者及びその家族の人権	1 ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発
9 感染症・難病をめぐる人権	1 感染症に関する正しい知識の普及・啓発等 2 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実
10 犯罪被害者等の人権	1 犯罪被害者等への情報提供や相談体制の充実 2 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発
11 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	1 拉致問題に対する関心と認識を深めた啓発 2 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育
12 災害と人権	1 平時における計画やマニュアル、支援体制の整備 2 防災教育・啓発の推進
13 インターネットによる人権侵害	1 情報安全・モラル向上のための教育・啓発 2 インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組み
14 様々な人権課題 (ア) ハラスメント (イ) 性的指向・性自認に関する人権 (ウ) アイヌの人々の人権 (エ) ホームレスの人権 (オ) 刑を終えて出所した人等の人権 (カ) 新たな人権課題等	

## 第5章 推進体制等について

### 計画の推進体制

- ・天草市人権教育推進協議会及び天草郡市人権教育推進連絡協議会との連携を図ることにより、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ・熊本地方務局天草支局、天草人権擁護委員協議会など国の人権擁護機関と連携し、本市の実情に即した人権教育・啓発に着実に取り組む。
- ・企業、民間団体、保健・医療・福祉関係者などを対象に、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修講師の紹介、人権に関する情報や啓発資料の提供等を行うことにより、その取組みを支援する。
- ・行政や社会教育施設、学校及び社会教育関係団体等が緊密な連携を図りながら、地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭、地域の人権教育・啓発を支援する。

### フォローアップ

それぞれの重要課題に掲げる取組み方針に関連する事業の実施状況を把握し、課題を整理しながら推進を図る。また、市民から寄せられた意見等については、以後の人権教育・啓発の施策に反映させる。